

平成27年9月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(平成27年度9月補正予算関係)

元気づくり総本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成27年9月定例会議案説明資料目次

元気づくり総本部

## 【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		とっとり暮らし支援課	2
		参画協働課	4
		男女共同参画推進課	5
2 歳入歳出事項別明細書		6	
3 節の明細		9	

## 【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第13号	関西広域連合規約の変更に関する協議について	広域連携課	10

議案第1号

議案説明資料総括表

元気づくり総本部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり暮らし支援課	304,085	9,309	313,394	5,809			3,500	
参画協働課	156,607	996	157,603				996	
男女共同参画推進課	89,259	1,992	91,251	1,593			399	
合計	1,504,206	12,297	1,516,503	7,402			4,895	
<p>&lt;説明&gt;</p> <p>【とっとり暮らし支援課】 ・(新)12県合同「いいね!地方暮らしフェア(仮称)」開催事業(5,809千円)          ・(新)県外学生Uターン情報発信強化事業(3,500千円)</p> <p>【参画協働課】 ・(新)ととりの元気づくり人材育成・交流事業(996千円)</p> <p>【男女共同参画推進課】 ・(新)イクボス推進事業(1,992千円)</p>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線: 7128)

1目 自治振興費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 12県合同「いいね! 地方暮らしフェア (仮称)」開催事業	0	5,809	5,809	5,809				
トータルコスト	0	5,809	5,809	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	12県で連携した企画・実施				
工程表の政策目標(指標)	相談体制を充実させるとともに、市町村や民間団体と連携して受入体制の整備・充実を図ることで県外からの移住定住を促進し、平成27~30年度の4年間で4千人の移住者を受け入れる。 <平成27年度末指標> 1,000人							
事業内容の説明				「地方創生先行型交付金 (広域連携事業)」充当事業				
<b>1 事業の目的・概要</b> 地方創生の一つの柱である都会から地方への移住を推進するため、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」12県が首都圏において合同でイベントを開催し、若い世代に地方暮らしの魅力を伝える。								
<b>2 主な事業内容</b> (1) 主催 日本創生のための将来世代応援知事同盟 (長野県(幹事県)、宮城県、福島県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県) (2) 開催時期 平成28年1月~3月のうち1日(週末又は祭日) (3) 開催場所 東京都内 (4) 集客目標 3,000人 (5) 内容 ○ステージイベント ・参加県によるトークショー、座談会 ・12県特産品の抽選会等 ○相談ブースの設置 ・各県がブースを出展し、移住・就業相談 ・就業や住まいに視点を置いたブース設営 ○その他、パネル展示、特産品販売等								
<b>3 所要経費</b> (千円)								
				12県合計	1県当たり			
共通経費(各県均等負担)				48,000	4,000			
各県ブース経費(鳥取県分)				—	1,809			
計				—	5,809			
<b>4 これまでの取組状況、改善点</b> これまで子育て同盟として取り組んできた経緯を踏まえ、12県の強み(充実した子育て環境)を一緒になって打ち出すことで集客効果が期待できる。 今回、首都圏で12県が合同移住フェアを開催し、子育て世帯を中心とした若い世代をターゲットに、地方での子育てを考えている層に対して参加県への移住に引き込んでいく。								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

とっとり暮らし支援課 (内線: 7128)

1目 自治振興費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県外学生Uターン情報発信強化事業	0	3,500	3,500				3,500	
トータルコスト	0	3,500	3,500	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	委託契約事務、委託先と連携した企画・実施				
工程表の政策目標(指標)	相談体制を充実させるとともに、市町村や民間団体と連携して受入体制の整備・充実を図ることで県外からの移住定住を促進し、平成27~30年度の4年間で4千人の移住者を受け入れる。 <平成27年度末指標> 1,000人							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>進学を機に多くの若者の県外転出が県内人口の転出超過の大きな要因となっている現状などを踏まえ、県外大学等に進学した県内出身の学生に対してUターンのきっかけとなる情報の発信を強化し、移住定住の促進を図る。</p> <p>また、都市圏の鳥取県出身学生や本県出身者のネットワーク等を通じて、更に情報を広げていく。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(公財)ふるさと鳥取県定住機構が有しているインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス、メールマガジン等の媒体を活用して、学生等が必要とする鳥取県内での就職やライフスタイルなどに関する情報を、電子媒体によりタイムリーかつダイレクトに発信する。</p> <p>《発信する内容の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学生と目線の近い、県内の若い先輩社員の生の声を発信し、とっとり暮らしの魅力を語っていただく。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該企業の魅力(国内・世界的な貢献度、職場環境等)</li> <li>・仕事と余暇の両立状況(余暇、子育て等) など</li> </ul> </li> <li>○併せて、県内ファイナンシャルプランナーの声も交え、収入は下がっても支出も下がるなど、経済的な面についても発信する。</li> </ul>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>これまでも、(公財)ふるさと鳥取県定住機構からメールマガジンなどで、求人などの県内就職に関する情報を発信しているが、「とっとり創生若者円卓会議」で、“若者に対して鳥取県内の仕事や生計などに関する情報を届けるべき”という意見が出るなど、県内出身の学生等が必要とする情報をより効果的に届けることが求められている。</p>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

参画協働課 (内線: 7594)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)とっとりの元気づくり人材育成・交流事業	0	996	996				996	
トータルコスト	0	1,773	1,773	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	委託契約事務、委託先と連携した事業実施、広報				
工程表の政策目標(指標)	鳥取力創造運動の推進による地域の活性化							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>とっとりの元気づくりを担う活動団体の交流拡大により、活動のステップアップを図るとともに県外にアピールできる取組の掘り起こしを行う。 また、担い手となる人材の県外からの呼び込みを展開し、地域課題の解決につなげていく。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 活動団体の交流会の開催 (既存予算で対応) 活動団体同士が活動の内容、ノウハウ及び活動上の課題等を共有、意見交換する交流会を開催し、活動団体の今後の活動に活かしてもらうほか、今後の支援策のあり方を検討する。また、交流会で得た情報をもとに(2)の事業等を実施していく。 ○実施主体 (公財) とっとり県民活動活性化センター (県委託) ○参加団体 活発な活動を長期間継続している団体や若者を中心とした団体など広く参加を募る。 ○場所及び回数 東・中・西部で各1回、全県で1回 計4回</p> <p>(2) 人材確保のための情報発信 (996千円) 県内の活動団体やNPOが全国でも先駆けとなる活動を「とっとりの元気」としてアピールする「鳥取フェア」を開催し、団体等の行う活動に興味を持つ人材を本県に呼び込む。 「鳥取フェア」の開催 ○場所及び回数 東京(1回)、大阪(1回) ○参加者 プロボノ(※)ワーカーとして登録するなど、地方での社会貢献に興味を持っている人 (※)各分野の専門家が、職業上持つ知識・技術や経験を活かして社会貢献するボランティア活動 ○概要 ・全国に先駆けした本県の団体活動等のアピール ・県内活動の紹介、相談コーナーの設置 ・県内活動団体と当日参加者とのマッチング 等</p> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>県内における団体やNPOの活動が活発化し、全国でも類を見ない取組が生まれ注目を集めつつあるが、活動団体からは、「他の団体の活動内容等を知らない」、「スキルを持った人材が確保できない」などの声があり、活動の横連携や人材不足が課題となっている。</p>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

男女共同参画推進課 (内線: 7792)

1目 企画総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)イクボス推進事業	0	1,992	1,992	1,593			399	
トータルコスト	0	1,992	1,992	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	書面調査、委託契約事務				
工程表の政策目標(指標)	仕事と生活の両立支援 (男女共同参画推進企業の拡大)							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>働きやすい職場づくりを推進するため、従業員の仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)を応援する「イクボス」を県内企業で増やしていく。</p> <p>(イクボスとは、 自らが仕事と家庭を大切にシワーク・ライフ・バランスを実践することで仕事の充実を図るとともに、部下の仕事と家庭の両立も考え応援する経営者・管理職のこと)</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) イクボス導入効果の検証 (予算額996千円)</p> <p>県内企業におけるイクボスの取組を推進するため、イクボスの必要性、企業におけるメリットなどについて調査を行い、イクボス導入効果を検証する。検証結果はパンフレット形式にまとめ、企業訪問等で活用する。</p> <p>【書面調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象企業 男女共同参画推進企業等 150社程度</li> <li>調査項目 イクボスの認知度、企業のメリット、実践例 等</li> </ul> <p>【実地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象企業 書面調査により特に優れた取組を行っている企業を5社程度選定</li> <li>調査項目 経営者の問題意識、従業員の理解度、成功・失敗事例、具体的効果 等</li> </ul> <p>【導入効果の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書面調査、実地調査の結果をもとにイクボス導入効果を分析し、分析結果をまとめる。</li> </ul> <p>(2) イクボス養成塾(仮称)の開催 (予算額996千円)</p> <p>男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる男女共同参画推進企業を対象としたイクボス養成塾(仮称)を開催する。</p> <p>【開催時期】平成28年1月～2月</p> <p>【開催場所】県内3箇所(東・中・西)各1回</p> <p>【内容】講義、グループワーク</p> <p>【対象】男女共同参画推進企業 その他参加を希望する県内企業</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定している。(認定数 H27.7末現在 543社)</li> <li>○今年6月、県知事と経済団体等の代表と一緒に、「イクボスとっとり共同宣言」において、自らがイクボスとなるとともに、県内企業、団体にイクボスを増やしていくことについて宣言したところである。</li> <li>○9月3日、輝く女性活躍加速化とっとり会議1周年記念フォーラムにおいて、イクボス、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演、トークセッションを行ったところである。</li> </ul>								

平成27年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち元気づくり総本部					
				補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	507,921		507,921	55,257		55,257	35,443		35,443
2 給 料	2,895,248		2,895,248	270,943		270,943	91,542		91,542
3 職員手当等	4,798,491		4,798,491	127,399		127,399	36,498		36,498
4 共 済 費	1,096,696		1,096,696	103,766		103,766	37,206		37,206
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	21,787		21,787						
7 賃 金	35,262		35,262						
8 報 償 費	280,943	200	281,143	9,836	89	9,925	4,878		4,878
9 旅 費	244,540	730	245,270	22,044	720	22,764	13,761		13,761
費用弁償	26,384		26,384	5,330		5,330	4,546		4,546
普通旅費	175,789		175,789	12,348		12,348	6,774		6,774
特別旅費	42,367	730	43,097	4,366	720	5,086	2,441		2,441
10 交 際 費	3,600		3,600						
11 需 用 費	553,113	1,455	554,568	47,728		47,728	9,971		9,971
12 役 務 費	582,149		582,149	161,894		161,894	8,448		8,448
13 委 託 料	5,065,985	57,030	5,123,015	237,120	7,488	244,608	86,136	2,988	89,124
14 使用料及び賃借料	630,147		630,147	22,947		22,947	9,483		9,483
15 工事請負費	1,360,831		1,360,831						
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	236,628		236,628	1,045		1,045	260		260
19 負担金、補助及び交付金	8,120,728	14,170	8,134,898	412,100	4,000	416,100	116,899		116,899
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23 償還金、利子及び割引料	186,000		186,000						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	134,053		134,053	6,877		6,877	6,877		6,877
26 寄 付 金									
27 公 課 費	267		267						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	26,756,889	73,585	26,830,474	1,478,956	12,297	1,491,253	457,402	2,988	460,390
財 源									
国庫支出金	1,997,310	52,752	2,050,062	43,142	7,402	50,544		1,593	1,593
地方債	633,000		633,000						
その他	2,645,324	7,500	2,652,824	231,596		231,596	132,040		132,040
一般財源	21,481,255	13,333	21,494,588	1,204,218	4,895	1,209,113	325,362	1,395	326,757



平成27年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目  節	2款 総務費								
	うち元気づくり総本部								
	2項 企画費						4項 市町村振興費		
	1目 企画総務費			2目 計画調査費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後				
1 報 酬	30,995		30,995	4,448		4,448	4,520		4,520
2 給 料	91,542		91,542						
3 職員手当等	36,498		36,498						
4 共 済 費	36,955		36,955	251		251	686		686
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金									
8 報 償 費	3,138		3,138	1,740		1,740	772	89	861
9 旅 費	6,778		6,778	6,983		6,983	3,521	720	4,241
費用弁償	1,409		1,409	3,137		3,137	110		110
普通旅費	4,005		4,005	2,769		2,769	2,432		2,432
特別旅費	1,364		1,364	1,077		1,077	979	720	1,699
10 交 際 費									
11 需 用 費	7,246		7,246	2,725		2,725	2,916		2,916
12 役 務 費	6,758		6,758	1,690		1,690	3,455		3,455
13 委 託 料	10,857	1,992	12,849	75,279	996	76,275	28,754	4,500	33,254
14 使用料及び賃借料	7,083		7,083	2,400		2,400	3,329		3,329
15 工 事 請 負 費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	260		260						
19 負担金、補助及び交付金	61,379		61,379	55,520		55,520	267,205	4,000	271,205
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金				6,877		6,877			
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	299,489	1,992	301,481	157,913	996	158,909	315,158	9,309	324,467
財 源									
国庫支出金		1,593	1,593				43,142	5,809	48,951
地方債									
内 其 他	304		304	131,736		131,736	97,838		97,838
訳 一 般 財 源	299,185	399	299,584	26,177	996	27,173	174,178	3,500	177,678

平成27年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(元気づくり総本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費			元気づくり総本部 合計			
	うち元気づくり総本部						
	4項 市町村振興費			補正前	補正額	補正後	
	1目 自治振興費						
	補正前	補正額	補正後				
1 報 酬	4,520		4,520	55,257		55,257	
2 給 料				270,943		270,943	
3 職員手当等				127,399		127,399	
4 共 済 費	686		686	103,766		103,766	
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃 金							
8 報 償 費	772	89	861	9,836	89	9,925	
9 旅 費	3,521	720	4,241	22,194	720	22,914	
費用弁償	110		110	5,330		5,330	
普通旅費	2,432		2,432	12,498		12,498	
特別旅費	979	720	1,699	4,366	720	5,086	
10 交 際 費							
11 需 用 費	2,916		2,916	48,375		48,375	
12 役 務 費	3,455		3,455	161,916		161,916	
13 委 託 料	28,754	4,500	33,254	247,199	7,488	254,687	
14 使用料及び賃借料	3,329		3,329	23,047		23,047	
15 工事請負費							
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費				1,045		1,045	
19 負担金、補助及び交付金	267,205	4,000	271,205	426,352	4,000	430,352	
20 扶 助 費							
21 貸 付 金							
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金							
25 積 立 金				6,877		6,877	
26 寄 付 金							
27 公 課 費							
28 繰 出 金							
予 備 費							
計	315,158	9,309	324,467	1,504,206	12,297	1,516,503	
財 源 内 訳	国庫支出金	43,142	5,809	48,951	43,142	7,402	50,544
	地方債						
	その他	97,838		97,838	231,596		231,596
	一般財源	174,178	3,500	177,678	1,229,468	4,895	1,234,363

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
4項 市町村振興費	
1目 自治振興費	
負担金、補助 及び交付金	「いいね！地方の暮らしフェア」開催事業負担金
	4,000

条 例 名 等	関西広域連合規約の変更に関する協議について																
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 奈良県の関西広域連合への参加に伴い、関西広域連合規約の一部を変更すること に関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の 議決を求める。</p> <p>2 概要 ①規約改正の目的 奈良県の関西広域連合への参加 ②規約改正の内容 ＜広域連合の処理する事務＞※下線部が今回改正</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分 野</th> <th style="text-align: center;">参 加 団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>広域防災</u></td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<u>奈良県</u>、和歌山県、徳島県、 京都府、大阪市、堺市、神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>広域観光・文 化・スポーツ 振興</u></td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<u>奈良県</u>、和歌山県、鳥取県、 徳島県、京都府、大阪市、堺市、神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域産業振興</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 京都府、大阪市、堺市、神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域医療</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 京都府、大阪市、堺市、神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域環境保全</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、 大阪市、堺市、神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域職員研修</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、 大阪市、堺市、神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資格試験・ 免許等</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜広域連合議会の議員の定数＞ 奈良県の加入に伴い、関西広域連合議会の議員の定数を次のとおり改正する。 現在 : 36名 変更 : 39名</p> <p>＜その他＞ 調理師法の改正に伴う引用条文の変更 ＜規約改正の施行期日＞ 総務大臣の許可の日</p>	分 野	参 加 団 体	<u>広域防災</u>	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、徳島県、 京都府、大阪市、堺市、神戸市	<u>広域観光・文 化・スポーツ 振興</u>	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、 徳島県、京都府、大阪市、堺市、神戸市	広域産業振興	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 京都府、大阪市、堺市、神戸市	広域医療	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 京都府、大阪市、堺市、神戸市	広域環境保全	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、 大阪市、堺市、神戸市	広域職員研修	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、 大阪市、堺市、神戸市	資格試験・ 免許等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県
分 野	参 加 団 体																
<u>広域防災</u>	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、徳島県、 京都府、大阪市、堺市、神戸市																
<u>広域観光・文 化・スポーツ 振興</u>	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、 徳島県、京都府、大阪市、堺市、神戸市																
広域産業振興	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 京都府、大阪市、堺市、神戸市																
広域医療	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 京都府、大阪市、堺市、神戸市																
広域環境保全	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、 大阪市、堺市、神戸市																
広域職員研修	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、 大阪市、堺市、神戸市																
資格試験・ 免許等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県																

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>(広域連合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<u>奈良県</u>、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。</p>				<p>(広域連合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。</p>			
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>調理師法第3条、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、<u>同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。</u></p> <p>3 略</p>				<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>調理師法第3条第1項、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。</p> <p>3 略</p>			
<p>(広域連合の議会の定数)</p> <p>第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、<u>39人</u>とする。</p>				<p>(広域連合の議会の定数)</p> <p>第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、<u>36人</u>とする。</p>			
別表（第20条関係）				別表（第20条関係）			
	経費の区分	負担する構成団体	負担割合		経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取	略	総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島	略

	る人件費以外の経費	県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	
	略		
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	略
事業費	略		
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	略
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	略
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	略
	略		
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割10分の10
	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割10分の10
	略		
備考	略		

	る人件費以外の経費	県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	
	略		
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	略
事業費	略		
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	略
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	略
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	略
	略		
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割10分の10
	略		
備考	略		

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。